

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第38号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成24年9月9日（日） 17時00分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村渡嘉敷島北北東方沖 渡嘉敷村所在の渡嘉敷港南防波堤灯台から真方位026° 3.5海里付近 （概位 北緯26° 15.0′ 東経127° 24.0′）
事故等調査の経過	平成24年9月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーモーターボート 第三ぐるくん丸、5トン未満（長さ8.46m） 296-23929沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、渡嘉敷島北北東方沖で錨泊中、船長が同乗者と共にダイビングを行い、ポイントを移動するために機関を始動しようとしたところ、平成24年9月9日17時00分ごろ機関が始動しなかった。 船長は、機関が‘点火プラグの発火部に付着したカーボンにオイルやガソリンがかぶった状態’（以下「プラグかぶり」という。）となり、点火ができなくなったと思ったものの、プラグを外す工具がなかったため、点検することができず、海上保安庁に連絡して救助を求め、本船は、来援した巡視艇にえい航されて沖縄県那覇市泊漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好
その他の事項	本船は、本インシデントの翌日、船長が機関を点検したところ、プラグかぶりとなっていた。 船長及び乗船者は、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、渡嘉敷島北北東方沖で錨泊中、点火プラグが、プラグかぶりとなったことから、点火ができず、機関の始動ができなくなって運

	航不能となったものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、渡嘉敷島北北東方沖で錨泊中、点火プラグが、プラグかぶりとなったため、点火ができず、機関の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船外機の点火プラグなどを定期的に点検すること。